

農地法第3条許可申請書の添付書類等について

	必要書類	必要通数	備考
1	許可申請書	3通	・3通すべてに押印をしてください。
2	許可申請書（別添）	1通	
3	作付計画書（兼誓約書）	1通（原本）	
4	土地の登記全部事項証明書	1通（原本）	・法務局で発行されたもの ・発行日から3か月以内のもの
5	土地権利者の同意書	1通（原本）	・仮登記・抵当権等が設定されている場合
6	案内図	1通	・申請地を朱線等で囲んでください。 ・インターネットの所沢市地理情報システムから印刷も可能です。（縮尺 1/2500 程度）
7	公図の写し	1通（原本）	・法務局で発行されたもの ・発行日から3か月以内のもの
8	住民票の写し	1通（原本）	・発行日から3か月以内のもの ・譲渡人・譲受人双方のもの ・ 譲受人は世帯全員のものを添付してください。
9	名寄台帳、農家証明書 又は耕作証明書	いずれか1通（原本）	・ 譲受人が市外に土地を所有している場合に添付 してください。 ・土地所在地の農業委員会、資産税課等
10	委任状	1通（原本）	代理申請の場合

※ 上記以外の書類が必要になる場合があります。

申請書は毎月10日（閉庁日の場合は翌開庁日）までに必要書類を添付して提出してください。

所沢市農業委員会事務局 04-2998-9264（直通）

※参考※

主な許可基準は以下のとおりです。

- 取得予定の農地と既存の農地のすべてについて自ら耕作すると認められる場合（既存の農地に不耕作地・違反転用地等がない。）
【注意】以前に買い受けた（借り受けた）農地がある場合、その農地を一度も耕作せずに新たな農地を買い受ける（借り受ける）ことはできません。
- 所有権等を取得しようとする方、その世帯員が農作業に常時従事（年間150日以上）すると認められる場合
- 権利取得後の農地の経営面積が50アール以上になる場合
- 所有権等を取得しようとする方、その世帯員の農業経営の状況（機械の所有状態・経営作目等）、その住所地から農地までの距離（通作距離・道路等の交通事情）等から効率的に利用できると認められる場合